

特定非営利活動法人ライフサポートこもれび

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は「特定非営利活動法人ライフサポートこもれび」という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を石巻市内におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は高齢者障害者など社会的支援を必要とする人に対し助けあいの精神に基づき福祉サービス事業を行い高齢者や障害者が安心して生きがいのある生活ができる地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療または福祉の増進を図る活動。
- ② まちづくりの推進を図る活動。
- ③ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動。

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 有料老人ホームに関する事業
- ② 他の市民組織との連帯事業
- ③ 他機関の福祉関連事業との連携
- ④ その他本法人の目的を達成させるために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の1種とし正会員をもって特定非営利活動促進法

(以下「法」という。)上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(入会)

第7条 正会員の入会については特に条件を定めないものとする。

2 正会員として入会しようとするものは理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。3 理事長は前項のものの入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は入会金及び会費の納入は無しとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき。
② 本人が死亡しまたは正会員である団体が消滅したとき。
③ 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは総会の議決によりこれを除名することができる。この場合その正会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ②法令またはこの法人の定款等に違反したとき。
③ この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3人以上6人以内
②監事 1人

2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちにはそれぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれまたは当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長はこの法人を代表しその業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること
- ② この法人の財産の状況を監査すること
- ③ 前2号の規定による監査の結果この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会または所轄庁に報告すること
- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること
- ⑤ 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のためまたは増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は辞任または任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは総会の議決によりこれを解任することができる。この場合その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員にその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は次の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算
- ⑥ 役員の選任、解任及び報酬
- ⑦ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第 49 条においても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑧ その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときはその日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか次の事項について議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき
- ② 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- ③ 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 寄付金品
- ③ 財産から生じる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は理事長が管理しその方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないとき理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過または予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じた場合は総会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか借入金の借入その他新たな義務の負担をしまたは権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経てかつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠乏

- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て選定された公益法人または特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第 53 条 この法人が合併しようとするときは総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経てかつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし貸借対照表等の公告についてはこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施工について必要な細則は理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

理事長	七宮	泰子
副理事長	渋谷	敦子
副理事長	菅原	桂子
監事	菅原	昭彦

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 16 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第 43 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第 48 条の規定にかかわらず成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 削除

附則 この定款は平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

附則 この定款は宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(平成 18 年 7 月 7 日)

附則 この定款は宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(平成 21 年 3 月 12 日)

附則 この定款は宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(平成 21 年 6 月 2 日)

附則 この定款は令和 8 年 1 月 20 日から施行する。

この写しは、定款の原本と相違ないことを証します。

令和 8 年 7 月 21 日

特定非営利活動法人ライフサポートこもれび

理事長 田代哲雄



令和 8 年度活動計算予算書 ~~(案)~~

特定非営利活動法人ライフサポートこもれび

(収入の部)

利用者負担金	9 5 0 0 0 0	
その他収入	2 6 5 0 0 0 0 0	
収入合計		2 7 4 5 0 0 0 0

(収出の部)

職員俸給	1 5 6 0 0 0 0 0	
法定福利	2 2 8 0 0 0 0	
福利厚生	2 0 0 0 0 0	
人件費合計		1 8 0 8 0 0 0 0

食材費	2 4 0 0 0 0 0	
水道光熱費	1 5 0 0 0 0 0	
燃料費	3 0 0 0 0 0	
車両費	2 0 0 0 0 0	
消耗品費	1 0 0 0 0 0 0	
通信費	2 0 0 0 0 0	
賃貸料	2 6 4 0 0 0 0	
研修費	3 0 0 0 0	
印刷製本費	5 0 0 0 0	
損害保険料	2 2 0 0 0 0	
租税公課	8 0 0 0 0	
修繕費	5 0 0 0 0	
備品購入費	1 0 0 0 0 0	
雑費	3 0 0 0 0 0	
保守点検	1 2 0 0 0 0	
諸経費合計		9 1 9 0 0 0 0 0

令和 9 年度活動計算予算書

特定非営利活動法人ライフサポートこもれび

(収入の部)

利用者負担金	1 2 3 5 0 0 0	
その他収入・補填	2 9 0 0 0 0 0 0	
収入合計		3 0 2 3 5 0 0 0

(収出の部)

職員俸給	1 6 7 7 0 0 0 0	
法定福利	2 5 2 0 0 0 0	
福利厚生	2 0 0 0 0 0	
人件費合計		1 9 4 9 0 0 0 0

食材費	3 1 2 0 0 0 0	
水道光熱費	1 8 6 0 0 0 0	
燃料費	3 0 0 0 0 0	
車両費	2 0 0 0 0 0	
消耗品費	1 1 0 0 0 0 0	
通信費	2 0 0 0 0 0	
賃貸料	2 6 4 0 0 0 0	
研修費	3 0 0 0 0	
印刷製本費	5 0 0 0 0	
損害保険料	2 2 0 0 0 0	
租税公課	8 0 0 0 0	
修繕費	5 0 0 0 0	
備品購入費	1 0 0 0 0 0	
雑費	3 0 0 0 0 0	
保守点検	1 2 0 0 0 0	
諸経費合計		1 0 3 7 0 0 0 0

有料老人ホームひだまりの家 (案)

1 運営方針

- 1) 介護保険外事業の「住宅型有料老人ホーム」の形態による要介護状態にある高齢者に対し長期入所を前提とした受け入れを行う。
- 2) 保健、医療、福祉サービスを提供するものと連携を図り生活相談や食事、入浴などのニーズに合わせたサービスを提供する。
- 3) 利用者様が老後の長い時間を健康、安全、快適に過ごせるよう支援する。
- 4) 利用者様があたたかい雰囲気の中で笑顔・和・思いやりに努め一日一笑以上を目標としたサービス提供を念頭におき誰もが気軽に利用できる身近な事業所を目指す。

2 事業の実施に関する事項

- ◎ 営業日 年中無休
- ◎ 利用定員数 10名

3 事業内容

日中の有料老人ホームの活動内容

時 間	予 定 活 動	備 考
9:00 10:00	血圧測定・検温・健康状態の確認 水分補給・訪問看護対応 訪問入浴対応・趣味の時間	見守り
12:00	昼食・歯磨き・口腔ケア 午睡	食事介助・口腔ケア
14:30 15:00	おやつ・水分補給 自由時間・趣味の時間・体操	見守り

夜間の有料老人ホームの活動内容

時 間	予 定 活 動	備 考
17:30	夕 食	食事介助・衛生介助 健康状態の確認
19:00	就 寝	就寝準備・見守り 排泄介助・見守り
6:30	起 床 洗顔・歯磨き	起床準備・見守り 衛生介助
8:00	朝 食	食事介助

有料老人ホームひだまりの家

令和9年度事業事業計画

1 運営方針

- 1) 介護保険外事業の「住宅型有料老人ホーム」の形態による要介護状態にある高齢者に対し長期入所を前提とした受け入れを行う。
- 2) 保健、医療、福祉サービスを提供するものと連携を図り生活相談や食事、入浴、機能訓練などのニーズに合わせたサービスを提供する。
- 3) 利用者様が老後の長い時間を健康、安全、快適に過ごせるよう支援する。
- 4) 利用者様があたたかい雰囲気の中で笑顔・和・思いやりに努め一日一笑以上を目標としたサービス提供を念頭におき誰もが気軽に利用できる身近な事業所を目指す。

2 事業の実施に関する事項

- ◎ 営業日 年中無休
- ◎ 利用定員数 13名

3 事業内容

日中の有料老人ホームの活動内容

時 間	予 定 活 動	備 考
9:00 10:00	血圧測定・検温・健康状態の確認 病院受診・水分補給・訪問看護 訪問入浴・自由時間・趣味の時間	職員対応にて病院受診 見守り・排泄介助
12:00	昼食・歯磨き・口腔ケア 午睡	食事介助・口腔ケア 排泄介助
14:30 15:00	おやつ・水分補給・面会・訪問診療 自由時間・趣味の時間・体操	離床介助 見守り・排泄介助

夜間の有料老人ホームの活動内容

時 間	予 定 活 動	備 考
17:30	夕 食	食事介助・歯磨き 入れ歯洗浄 健康状態の確認・排泄介助
19:00	就 寝	就寝準備・見守り 排泄介助・見守り 排泄介助・巡視
6:30	起 床 洗顔・歯磨き	起床準備・見守り 衛生介助・排泄介助
8:00	朝 食	食事介助・排泄介助